

広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(福山税務署長)

平成27年10月30日棄却・上告受理申立て

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年3月24日判決、本資料265号-53・順号12636)

判 決

控訴人	A株式会社
同代表者代表清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 正信
同	渡邊 一生
被控訴人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	福山税務署長
	中嶋 克巳
同指定代理人	檜野 一穂
同	新居 隆志
同	笹木 祐司
同	山本 修
同	阿井 賢二
同	小倉 良太

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 福山税務署長が控訴人に対して平成21年6月30日付けでした平成15年2月1日から平成16年1月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分を取り消す。
- (3) 福山税務署長が控訴人に対して平成21年6月30日付けでした以下の各処分をいずれも取り消す。
 - ア 控訴人の平成15年2月1日から平成16年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額3958万8050円を下回る部分及び翌期へ繰り越す欠損金1億0232万8334円を下回る部分並びに重加算税の賦課決定処分
 - イ 控訴人の平成16年2月1日から平成17年1月31日までの事業年度の法人税の更正

処分のうち、欠損金額9129万9957円を下回る部分及び翌期へ繰り越す欠損金1億8669万9501円を下回る部分並びに所得税額等の還付金額600円を下回る部分

ウ 控訴人の平成17年2月1日から平成18年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額378万6056円を下回る部分及び翌期へ繰り越す欠損金1億7202万9924円を下回る部分

エ 控訴人の平成19年2月1日から平成20年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、欠損金額37万8194円を下回る部分及び翌期へ繰り越す欠損金1億1338万2186円を下回る部分

オ 控訴人の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金7096万5314円を下回る部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

(4) 福山税務署長が控訴人に対して平成22年2月16日付けでした、控訴人の平成18年2月1日から平成19年1月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金1億1300万3992円を下回る部分及び所得税等の還付金額2869万8336円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

(5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

青色申告承認を受けていた控訴人は、平成15年2月1日から平成16年1月31日までの事業年度（以下「平成16年1月期」という。他の事業年度についても同様に表記する。）以降、平成21年1月期までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）について法人税の確定申告を行ったところ、福山税務署長が、土地の譲渡対価が益金の額に算入されていないなどの理由で、本件各事業年度の法人税についての更正処分（以下、本件各事業年度の法人税の更正処分を併せて「本件各更正処分」という。）、平成16年1月期の法人税に係る重加算税賦課決定処分（以下「本件重加算税賦課決定処分」という。）、平成19年1月期及び平成21年1月期の各法人税に係る過少申告加算税賦課決定処分（以下、本件重加算税賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。）並びに控訴人の青色申告の承認の取消処分（以下「本件青色申告承認取消処分」といい、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分と併せて「本件各処分」という。）を行った。

本件は、控訴人が、本件各処分は違法であると主張して、これらの取消しを求めた事案である。

原判決が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを全部不服として本件控訴を提起した。

2 前提事実

前提事実は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2（原判決3頁19行目の括弧内及び同頁20行目から13頁19行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び当事者の主張

争点及び当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の3（原判決13頁21行目から18頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（控訴人は平成16年1月期の益金の額に本件土地の譲渡対価として15億1000万円を算入すべきであったか）について

(1) 当裁判所も、控訴人は平成16年1月期の益金の額に本件土地の譲渡対価として15億1000万円を算入すべきであったと判断する。その理由は、以下のとおり訂正するほか、原判決「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1（原判決18頁17行目から26頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決19頁25行目及び20頁5行目から6行目にかけての「1億6000万円」をいずれも「16億円」と改める。

イ 原判決21頁18行目の「全面解決しました。」の次に「A株式会社が当時F銀行より本宅地開発事業のため借り入れしていた借入金へ、御社が連帯保証し、かつ、F銀行はIの土地に根抵当権を設定していたこと、上記和解の条件に従って、御社がF銀行との間で連帯保証債務の弁済と担保抹消をするため、御社は帳簿上の整理と銀行融資のため、上記売買契約を仮装して、土地買い取り資金名目で、2003年6月27日株式会社K名義でF銀行から4億8000万円の融資を受けて、同日それをA株式会社のF銀行口座へ入金し、同日同口座から引き出されてF銀行へ返済されました。」を挿入する。

ウ 原判決21頁18行目の「記載されていた。」の次に「なお、上記売買契約とは、「A株式会社と株式会社Kとの間の、Iの土地2666坪、代金4億8000万円とする売買契約」のことであり、本件通知書は、H代表者が、上記売買契約が仮装であることを認識しているにもかかわらず、福山税務署の税務調査において、「株式会社KはA株式会社からIの土地2666坪を4億8000万円で購入したことは間違いない」「株式会社KがA株式会社へ支払った4億8000万円は、上記売買契約にもとづく代金として支払ったものである」との虚偽説明を行ったことに抗議するため、送付されたものである。」を付加する。

(2) なお、控訴人の当審における主張に鑑み、以下補足説明する。

ア 控訴人とHとの間において、平成15年5月29日頃、合意①（控訴人がHに本件有効宅地のうち有効坪数1600坪を除いた1万2700坪を引き渡し、Hが、控訴人に1億3000万円を支払い、H借入金6億円の支払を免除し、F銀行借入金の保証債務を弁済してこれに係る控訴人の求償債務を免除するという内容の合意）が成立したことについて

(ア) 控訴人は、本件メモ①（甲13）・②（甲14）と本件確認書（乙15）との関係につき、以下のとおり主張し、合意①が本件確認書の前提となっていたことを否認する。

a 控訴人は、Hとの交渉の当初、本件メモ①（甲13）・②（甲14）を提示し、控訴人はE借入金3億円及びF銀行借入金6億4000万円を自らの負担で返済し、HはF銀行からの借入金3億2000万円（H借入金①の原資）を自らの負担で返済し（すなわち、Hは控訴人に対してH借入金①の返済を求めない。）、本件造成工事の請負代金16億円を負担し（すなわち、Hは控訴人に対して本件造成工事の請負代金の支払を求めない。）、H借入金②（2億円）・③（1億円）の合計3億円を負担する（すなわち、Hは控訴人に対してH借入金②③の返済を求めない。）ことを前提として、控訴人とHがそれぞれ本件開発事業に投下した資金の金額の比で本件有効宅地を按分して取得することを提案した。

b しかし、Hは、工事代金先取特権が登記されていることを盾に、無条件で本件有効宅

地の権利をすべて取得することのみならず、控訴人がF銀行借入金6億4000万円及びH借入金6億円を返済することを求めたため、交渉は一旦決裂した。

- c 控訴人は、本件有効宅地を販売できるようにすることを第一に考え、本件有効宅地の権利をすべてHに譲渡し、販売の前提としての合筆及び分筆の実現のための担保権の登記の抹消（不動産登記法41条6号、不動産登記規則105条）をHにおいて行うことを前提として、Hに対し、平成15年5月21日付けの「最終和解条件」と題する書面（乙14）を提示し、これに基づいて同月29日付けの本件確認書が交わされた。
- d 交渉再開後の控訴人の関心事は、本件有効宅地の権利をすべてHに譲渡するのと引き換えにHから幾ら支払ってもらえるかということのみであり、HがF銀行根抵当権①の設定登記を抹消するためにF銀行借入金を代位弁済した場合の求償権やH借入金の後始末については、何ら協議されていなかった。これらを協議の対象とすると、控訴人とHの意見の対立が表面化して、その結果、本件有効宅地に設定された担保権の登記の抹消が円滑に進まず、本件有効宅地の販売ができなくなるおそれがあったので、あえて曖昧なまま残したのである。

(イ) しかし、Hが本件有効宅地を販売し、その販売による利益を得ることが前提となっている状況で、HがF銀行借入金を代位弁済した場合の求償権やH借入金の処理を棚上げにしたまま、控訴人がHから受領する金額につき交渉されていたというのは不自然といわざるを得ない。すなわち、F銀行借入金及びH借入金は、本件造成地の販売利益に対応する費用の一部（本件造成地の取得費用）に充てられた（上記前提事実（2）エ）ものであるから、仮に、控訴人が上記求償義務や〇〇借入金の返済義務を免除されていないとすれば、本件有効宅地の販売利益の分配に与って然るべきところ、控訴人とHとの間で本件有効宅地の販売により得た利益の分配についての協議が予定されていたことを窺わせる証拠はなく、控訴人もそのような利益の分配についての協議の余地が残されていたとは主張していないからである。

また、控訴人代表者は、Hとの間で本件確認書を交わした後は、H借入金及びF銀行借入金を返済する意思を喪失していた（甲18、控訴人代表者）。他方、Hは、H借入金合計6億円については本件造成工事に係る出資金として経理処理していたところ、平成15年8月31日、これを未成工事支出金に振替処理して控訴人に対する債権を消滅させた上で、本件造成工事の原価として計上し（乙46、47）、Hのグループ会社であるKにおいても、平成15年6月27日にした控訴人に対する4億8000万円の支払及びHに対する18億0600万円の支払（上記前提事実（3）オ、カ）について、いずれも平成16年1月期において商品として経理処理した（乙20、23）との事実を照らせば、Hとしても、本件確認書を交わして控訴人に1億3000万円を支払った後に、控訴人との間で本件開発事業に要した費用の精算を別途行う機会があるとは認識していなかったと認められる。Hが、控訴人との交渉の中で、本件有効宅地の権利を譲り受けるのと引き換えに控訴人に支払う金額を値切ってきたという事実（控訴人代表者）は、Hの上記認識を裏付けるものである。

(ウ) 以上説示したとおり、本件確認書を交わした当時、控訴人とHとの間で合意①の内容が共通認識になっていたと認められるから、上記アの控訴人の主張は控訴人とHとの間で合意①が成立したとの認定を揺るがすものとはいえない。

イ 本件通知書（乙４８）について

控訴人は、本件通知書について、①本件通知書には合意②についての記載はないから、合意②を認定する根拠にならない、②本件通知書は、丙証人が税務調査において４億８０００万円（上記前提事実（３）カ、キ）は土地の売買代金であるとの虚偽の説明をしたことにより、控訴人が膨大な額の課税処分を受けたことに対する抗議を行うために送付したものであり、強い抗議の意思を示すため、曖昧にされていたH借入金やHが代位弁済したF銀行借入金の求償につき、あえて真実と異なる踏み込んだ内容を記載したものであるから、合意①を認定する証拠にもならない旨主張する。

しかし、まず上記①については、本件通知書には、Hが、控訴人との和解条件に従って、F銀行借入金を代位弁済してF銀行根抵当権①を抹消するため、控訴人とKとの土地売買契約を仮装し、Kの名義を借り、土地の買い取り資金名目で、F銀行から４億８０００万円の融資を受け、これをF銀行借入金の弁済に充てた旨記載されているが、これは合意②と同趣旨と解される。

次に、上記②については、本件通知書が送付された理由が、控訴人の主張するとおりであることは前記認定のとおりであるが、控訴人代表者が、上記４億８０００万円は土地の売買代金ではなく、また、F銀行借入金の代位弁済に基づく求償の問題も未解決のままであるから債務免除益も生じていないという認識を有していたのであれば、その旨を本件通知書に記載すれば足りるところ、強い抗議の意思を示すためにあえて上記求償義務の免除を受けたとの虚偽を記載したとの控訴人の主張及びこれに沿う控訴人代表者の供述は、目的と手段が全く整合しておらず、不合理であり採用できないというべきである。

このように、本件通知書の解釈及びその信用性の評価につき、原判決に誤りはない。

2 争点２（隠ぺい仮装行為が認められるか）について

(1) 当裁判所も、平成１６年１月期において、控訴人が本件土地の譲渡の対価を帳簿に記載せず、かつ、これに合わせた確定申告を行った行為は、隠ぺい仮装行為（国税通則法６８条１項、法人税法１２７条１項３号）に該当すると認める。その理由は、原判決２６頁２０行目から２８頁２５行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) また、控訴人は、偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れたものというべきであるから（国税通則法７０条５項）、控訴人の平成１６年１月期の法人税についての更正決定は、その法定申告期限から７年を経過する日まですることができることとなるころ、平成１６年１月期の法人税の更正処分及び本件重加算税賦課決定処分は、上記期間内にされたものである。

3 本件各処分の適法性

(1) 以上を前提に控訴人の法人税等の額を計算するべきところ、控訴人は、１５億１０００万円を平成１６年１月期の益金の額に算入する場合、同期の法人税の確定申告において損金の額に算入すべきであったのにされていなかった額は９億２７５４万４２９５円となることについては争わない。

また、控訴人は、上記益金及び損金に基づいて計算すると、本件各事業年度の控訴人の法人税額は、原判決別表４－１及び４－２のとおりとなること、平成１９年１月期及び平成２１年１月期の過少申告加算税の額は、原判決別表５のとおりであり、平成１６年１月期の重加算税の額は、原判決別表６のとおりとなることについても争わない。

(2) 上記(1)の金額は、本件各更正処分における法人税額や、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額及び重加算税の額と同額となるから、これらの処分は適法である。

また、上記2のとおり、控訴人は、平成16年1月期に係る帳簿書類について隠ぺい偽装行為があったことが認められるから、同期にさかのぼって青色申告の承認を取り消した本件青色申告承認取消処分は適法である。

4 結論

よって、本件各処分はいずれも適法であり、これらの取消しを求める控訴人の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であるから、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官 野々上 友之

裁判官 水谷 美穂子

裁判官 山本 正道